

賠償補償の被保険者となる家族の範囲

- (1) 記名被保険者
 - (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同じ）
 - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族（※1）
 - (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居（※2）の未婚（※3）の子
- （※1）「同居の親族」とは、一つの建物に同居している親族をいいます。親族とは、配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族です。
（※2）「未婚」とは、婚姻歴のない場合をいいます。

※上記記載内容は一般的な範囲について示したものです。

実際に加入されている保険の補償の範囲につきましては、保険約款や保険証券を確認いただくか、保険会社または代理店にお問い合わせください。

